

路政雑感

路政僧

食糧問題の解決に資せむが爲、森林道路法を制定せよと言ふのである。

第五十二回帝國議會も、茲四五日で閉會する筈だが、三黨首申合せやら憲本聯盟など、國民離れのした議會であつた、爲に國民生活に緊密な路政などが眞面目に論議されやう筈はないが、責任免れか夫れとも選舉地盤への御土産の積りか、兎に角澤山な建議やら請願が出てゐる、その中で路政に關するものを採つて批評して見やう。

森林道路法制定の建議がある、農村の中で最も不振の状態に在る山村を振興する爲に、未利用の天然資源を開發して利用厚生の途を開き、木材の供給を豊富ならしむると共に、林地の開墾又は利用を集約ならしめて農村の人口問題

林開発を主眼とする運搬路を設置し、輸入木材に對する開稅收入を以て、之が費用に充當せよと言ふのである。

山村の開發対に結構なことであつて、固より此趣旨に反対するものは無からう、併しながら山村と農村と將た都邑たるとを問はず、路上一般交通の爲に提供されたものが道路法の所謂道路であつて、其の道路は人種の如何を問はず固より人の階級やら職業の如何を問はず、一般公衆の通行に供する使命を有してゐるものである、従つて林業經營の爲に一般道路を利用してはならぬと言ふ事は無い、否な寧ろ大に其利用を希望し、建議者が言つてゐる様に、林産物やら山村消費物に對する運搬費の輕減を期する爲に設けた道路である、矢張り建議者の所謂産業開發を目的とする道路であつて、此ことは今から九年前に制定した道路法では既に建議者の言つてゐることを實行せむとしてゐる、試に道路法を見給へ、地方幹線道路である府縣道の採擇標準に其の意思が表はれてゐる筈である。地方は此規定を適用して多數の府縣道を認定し、隨分思ひ切つて山嶺道路までを

認定し、却つて此規定を亂用してゐる嫌があつて、飛行機道路と言はるゝやうなものもある、又路線ばかりで道が無いと評せらるゝものもある位に山間道路を認定してゐる。地方交通の幹線である府縣道が此位であるから夫れ以下の道路に至つては、木樵道であらうと、百姓道であらうと、苟も人の通行し得るものは道路法の道路として認定する事が自由であるから、森林道路なんて職業に偏した道路を按出する必要が無い。

林業政策とか農業政策とか言つて國家の政策を専門的に論議研究し、其の向上を圖ることは斯業進展上対に喜ぶべきことであるが、常に國民生活上一般的に攻究せなければならぬ交通問題を閑却して議論してゐることは吾人の頗る遺憾とする所であつて、此建議者も林業政策として山村開發の爲に道路の必要な事に着眼したのは可いが、惜しい事には其の爲に道路法が所期してゐる其の内容を究めなかつた憾がある、今は法の制定などを云爲してゐる時代では無く、直に如何なる財源を以て山村と言はず農村と言はず、地

方開發の爲に必要な道路を改良すべきかと言ふ難問を解決すべく社會から要求されてゐる時代である。若し建議者の趣旨が輸入木林に對する關稅收入を、道路改良の資源に提供することが、林業政策上適當であると言ふことに在れば吾人は双手を擧げて此建議に賛成する。



大淀川架橋問題、毎年提出される建議であるが、大淀川橋と言つても、あれかと直感する人は尠いであらう、夫れは宮崎市内の中央を貫流する大淀川に架する橋である、交通の發達に伴ふて其の要求に應ずることが出來なくなつて、障礙常に起り危険であるから之を改築することは當面の急務であるが、時代の要求に適した永久的橋梁を架設するには巨額の費用が要るので、貧弱な地方費を以ては到底之が實現を期すことが出來ないから國費を以て之を改築せよと言ふのである。

道路法の規定では必要あるときは國費を以て、國道を改

築することを認めてゐる、併しながら政府の財政は交通幹線に屬する東海道でさへ改良するだけの餘裕が無いのであつて、人が其の橋名さへも知らない宮崎市内の橋梁の改築に、國費を投するだけの餘裕と勇氣が無い、現在のやうな稅制の下に於て、地方が中央に財政的援助を求むるのは強ち咎むべきことで無いにしても、道路改良費豫算の貧弱なことを知りながら、毎年此種建議を提出して事足れりとした一年の安きを貪つてゐることは、如何に宮崎とは言へ、餘り悠長な考へではなからうか、若し建議の理由に在るやうな現況であるならば、數年を出でないで墜落の悲境に遭遇するであらう、貧弱な財政の下に巨額な費用を要する大工事を執行するには、豫め財政の用意を必要とするのであつて、落橋し、行き詰つてから騒ぎ立てゝも、濡れ手で栗を摑むやうな財政は何處にも無い筈である、奇蹟的の夢を貪つてゐるよりか人に笑はれても構はない、一箇年に一萬圓か二萬圓の繼續費豫算でも設定して、今から架橋計畫を定め之に對して三分の二位の國庫補助を得ることに計畫を樹て

ることを、縣當局は指導することこそ、眞の善政である。

▽ ▽

衆議院議員松浦五兵衛君の紹介で、靜岡縣下藤相鐵道會社提出、鐵道軌道に關する救濟の件と言ふ請願がある。何を讀願するのであるかと尋ねてみると、鐵道と軌道とは公共的機關として重大な任務を有するものであるから、吾々業者は其の事業に依る收入の如何に拘はらず、國家の権重な考慮の下に補助政策を信頼し巨額の資本を投じて經營するものである、然るに近來各社鐵道軌道の勢力範圍とする地域内に於て、乗合自動車の經營者が續出し、僅小の資本を以てする自動車營業が、大資本を以て線路やら橋梁の修繕車輛の設備従事員の給與等に投資する鐵道軌道事業を脅威し、其の發達を阻害するから、交通行政を統一して既設の鐵道軌道を脅威するやうなことを無からしめ、鐵道軌道業者が其の事業の擁護上、軌道に並行する道路に乗合自動車營業の免許を出願したときは、特例を以て速に許可さる

やう、鐵道軌道の救濟を求むと言ふのであつた。
交通行政の統一は前號にも述べたことであつて、最近鐵道同志會も之に就て關係各省大臣に建議したそうである。其の言ふ所は此請願と大同小異であつて、現在の鐵道やら軌道自動車又は索道に關する行政事務は、鐵道内務遞信の三省に分屬してゐて、往々其の間疎通統一を缺き業務施行上の不便があるのでなく、交通機關の發達を阻害するから、此缺陷を排除する爲に交通行政上の組織を改め一省に統一せられたいと言ふのである。併しながら現在に於ける各省事務の分掌制度の下に於て、是等の行政を現に存する各省の何れかに統一することは無理であつて、國有鐵道の經營を除外した交通行政を執行する爲に、交通省を設くることの必要なことは前號にも述べた所である、此衆議院の請願やら鐵道同志會の建議が、何れも現在の何れかの一省に統一すると言ふ無理があるので、此種建議は常に一笑に附せらるゝのである、農商工に關する行政を分離したやうに、各省の權限に分属してゐる交通行政を統一して、交

通省を設くことは、現時我が國民生活の必要上缺くべからざる緊要事である、此見易き理を顧ることなく、現在の何れかの一省に統一せよと言ふことは姑息な意見と言ふべきである、鐵道に關係を有する者の多くは、鐵道が陸上に於ける最高唯一の交通機關であると言ふ捉はれた舊思想を持してゐる爲に、常に鐵道を交通幹線とし、之に其の他の交通機關を配せむとするのであるが、其の根底が間違つてゐる、吾人は捉はれた意見を捨てゝ交通省新設に關する民衆運動の近く行はるべく、又起らざるべからざることを切言するのである。

小資本で經營の出来る乗合自動車が、大資本を投下した鐵道を脅威するから救濟せよと言ふことも亦間違つてゐる、大資本を交通機關の施設に投ずることは、其の交通機關を利用する者に對し、大資本の消却又は其の利息を「運賃と言ふ名稱の下に賦課することであつて、小資本の投下に依つて公衆の交通慾望が満足せらるゝならば夫れに越したこと無い、乗合自動車の營業に脅威を受くるやうな鐵

道は、其の敷設當初は假令合理的計畫であつたにしても、自動車の發達した今日に於ては不合理的經營の鐵道に變化したのであつて、進歩した現時代に存在することの許されないものである、固より折角掠へた鐵道であるから今直に其の存在を失はしむることが出來ないとすれば、是等の鐵道は其の線路敷地を自動車専用道路に變更して運輸事業を經營する等の方法に依つて、自分で更生の途を立つべきであつて、舊時代の交通機關を時代に逆行してまで保護救済するの必要と、實益は毫末も無いのである。

鐵道や軌道業者に乗合自動車營業の優先的地位を與へよと言ふことも、往々耳にする所であるが、夫れは畢竟するに鐵道軌道に不利益を與へない程度に、乗合自動車營業を經營して行くことに歸着するのであつて、他人が經營すれば其の目的を達することが出來ないから之を自營すると言ふに在つて、歐米に於て論議されてゐるやうに、鐵道軌道業者が乗合自動車を兼營することが、運輸上の利益であると言ふ觀念から出た議論では無い、若し自己的利益の打算を

放棄して、眞に一般運輸上の利益に立脚し、兼營を力説するのであるなら必ずしも鐵道軌道の並行路線に於ける營業に限定するの必要が無い譯である。若し兼營せしむるとすれば彼等業者は鐵道軌道と乗合自動車とを並立せしむる方針に依つて、折角發達せむとする自動車の利用を抑制し、爲に公衆が受くべき利益は彼等の利益の爲に犠牲に供せらるゝことゝ爲るから、吾人は此希望に亦反対するのである。

▽ △

横山勝太郎君の紹介で自動車保護に關する請願がある。自動車は現在國民生活に必要缺くべからざる交通機關であるのみならず、一朝有事の際は國家に貢献することが多大である、然るに我國に於て自動車の發達遲々として、歐米諸國に比して霄壤の差のあることは、是等の先進國よりは其の維持費の高率であるのと、國家が自動車に對して保護の方法を設けないと基因するのであるから、平時自動車保護に關する法規を制定し、自動車税を全國的に統一して

之を輕減し、自動車及部分品の輸入税を撤廢するか又は之を輕減し、全國自動車道路網の完成を期せられ度いと言ふのである。

自動車の交通上に齎す效用は今更論ずる迄も無い、之に對して國家の探るべき自動車政策とて觀るべき表現の一つも無いのを遺憾とする、唯だ警察取締りの必要からして内務省が自動車取締令を設けてゐるので、地方廳が之に基いて府縣令を制定してゐる位のことである、是等の命令の目的とする所は唯だ警察上の目的を達せむとするのであつて固より保護獎勵に關することとは無關心である、從て自動車政策の表現のないことは請願者が言ふ通りであつて、我國自動車の發達を遅々たらしむる一原因であるかも知れないと、而して自動車の效用が國民經濟に至大の關係を有するとの疑ない實狀に鑑るならば、國家は之に關して無關心たることを許さない譯である。

然るに是等の行政に關しては、實は主管省さへも判然としてゐない、陸軍省が纔に軍用自動車に關して調査研究し

其の目的の爲に獎勵政策を探つてはゐるが、軍政上の要求を充すのが主であつて、一般には前に述べた様に唯内務省が命令を出したことに依つて關係を持つ位のことと、各省の主管に屬してゐない事項は、當然内務大臣の権限と爲る譯であるから、自動車政策の調査研究に關しては内務省の権限であると言ふことだけは、斯道の専問家だけが知つてゐる位である、かゝる状況であるから自動車對策の十分でない所以である、そこで一般公衆を相手とする乗合自動車に對しては、相當の保護を與へて其の發達を助長し、一方公衆の利用性に適應するやうに監督し様と言ふ趣旨の下に、内務省は乗合自動車法案の提出を計畫したが、地方長官の

行政調査會とやらが、遞信省の陸運行政を、鐵道省の主管に移すのが適當であると決議する空氣を造つたので、此度は折角内務省が拵へた案に對し、鐵道省が口端を入れ亦反対すると言ふ有様で、又その案も暗から暗に葬られたのであつて、聞くも嫌な權限争の爲に自動車政策の確立しないのは寔に遺憾とする所である、眞に交通行政に専念するならば、何れの省が主管しやうと構はない、餘り論議するだけ價値の無い問題であるが、小役人の權限争ひ程吾々國民に不利益な結果を與ふるものは無い、マー内務省の計畫を實行せしむるのが助長行政の精華である、吾人は一刻も早くその目的の貫徹を期したい。

自動車税に關する現行制度に關しては世上多くの非難攻撃がある、吾人も亦多くの意見を持するものであつて、固ことは、既に報道されてゐることで識者の鑿盛する所である。併しながら内務省は、官制の命ずる任務を果たす爲に這般自動車道法までを立法しやうとして、五十二議會に其の提案を急いだのであつたが、例の無用長物と評せらるゝ

言へないにしても、其の主要原因を爲すものであることは争はれない、自動車税の最高課率を定めてゐるやうに言はれてゐる東京の例を採つて考へても、東京市が一箇年に支出する道路維持費が五百六萬圓、自動車税として府の徵收するもの六十二萬五千圓、市が附加税として徵收するもの百九十三萬八千圓、其の他の車輛税で府が徵收するもの百三十一萬八千圓之に對する附加税が百九十七萬七千圓で四百八十五萬八千圓しか車稅收入が無いのに徵しても明かであつて、自動車業者の言ふ總ての要求を容るべきで無い。

併しながら東京市會が決議したやうに財政の許す範圍に於て其の低減を圖ることは、吾人も亦賛成する所である。

自動車道路網の計畫は、請願に先つて内務省土木局が確定した所である、自動車道路と言つても自動車が通行するから改良すべき道路と、自動車が通行するやうに道路を改良すれば地方を開發する道路との二種類があるが、此二種を重要府縣道として指定してゐる、重要か否やの尺度を自動車交通に置いて調査したのであるから、名稱は異つても

其の内容は自動車道路に異なら無い、之に對しては或は自動車道路助成費、或は地方開發道路補助費と言ふ名稱で、毎年豫算編制時期に爲ると論議されてゐるが、いつの間にか消滅して政府豫算に計上されないのは頗る遺憾とする所であるが、請願者等の有志と協力して明年度の豫算には是非計上せしめたいものである。